

# 「九条俳句」市民応援団

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター  
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付  
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com

2017/11/6  
Vol.16



「九条俳句」市民応援団 検索  
URL http://9jo-haiku.com

## 『九条俳句訴訟』私達は「控訴」する！

### 声明

2017年10月24日

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会（「九条俳句」市民応援団）

2014年6月、「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」の選句大宮三橋公民館だより掲載拒否事件の発生以来、私達は作者とともに公民館報への掲載を求め、市民応援団を結成し地域的解決を計ろうとしてきた。提訴後は原告作者・全国の賛同者・弁護団・社会教育研究者一体の取り組みを行ってきた。

2017年10月13日、2年4か月12回の口頭弁論を経て、さいたま地裁第6民事部大野和明裁判長は「九条俳句不掲載損害賠償等請求訴訟」の判決をくださった。さいたま市の違法な俳句不掲載による原告作者への精神的損害について損害賠償を命じたものであった。

これはすなわち、

- ①原告の公民館だよりにより俳句が掲載されることの期待権は思想の自由、表現の自由が憲法により保証された基本的人権であることから法的保護に値する人格的利益であるとした。
- ②公民館職員の思想や信条を理由とする不公正な取扱いによって、これを侵害したとして市の責任を肯定した。
- ③さいたま市が主張した行政の「公平性・中立性」は市民活動の制約根拠とはならないとし、公権力の政治的中立を理由とした不当な制約への大きな警鐘とした。
- ④反面、市民の表現の自由・学習権の社会的役割・過去3年8ヶ月の俳句掲載事実の評価や事実認定の誤りから、表現の自由及び学習権侵害そのものを認めず、原告の掲載請求権を棄却した。これは不当と言わざるを得ない。

この判決は、ある意味で掲載の現場解決を求めたものであり、市のその対応が迫られるものである。また、公務員である職員の利用者の思想等を理由とした公正取扱義務違反を認定したことは大きな意義をもった。

10月16日、私達は判決に基づき、申し入れを清水勇人市長と細田真由美教育長に行ない、その責任を認め九条俳句の掲載と今後の行政運営や職員のあり方などの改善処置を当事者間で話し合い、早急な解決を図るよう求めた。

10月20日、市教育委員会竹居秀子生涯学習部長などとの話し合いが持たれた。しかし市は「判決は不服、控訴を教育委員会として決め、市長も同意して議会で提案した」「不掲載としたのは思想、信条からではなく公民館だよりの編集権は公民館にあり、中立・公平であるからの判断」等々当初からの主張を繰り返すのみであった。

このさいたま市の対応は原告作者の願い、当たり前前の俳句掲載の要望をふみにじり、司法判断をも否定する新たな挑戦と私達は受け止め、これに抗議し糾弾するものである。

この裁判の取組みは①当たり前前の表現活動の保証②文化地域活動への行政の不当介入を許さない③公共、社会の主人公は私達一人ひとり④憲法や社会教育法、地方自治法を本来的に取り戻す⑤公民館の持つ歴史的、現在的な役割の再確認⑥主権者たる私達当事者での現場地域的な解決等の願い実現のためのもので、判決はその第一歩であった。

全国で同様な事件を繰り返させないためにも、私達の主張を更に追加し東京高裁の意義ある判決を求め「控訴」することを決意した。全国の多くの皆さんに新たな取組みへのご支援、ご協力を今後とも呼び掛けます。

私達の自由な社会実現をめざして。

## 「九条俳句訴訟」私たちは「控訴」する！集会報告



10月24日、私たちは東京高裁へ控訴しました。夕刻から与野本町コミュニティセンターで控訴審に向けたスタートの会を開催し、100名の参加者は熱気の中で闘う決意を固めました。当初、勝訴判決を報告し、喜び合いたいと計画した報告会でしたが、判決を踏まえ地域的解決を求めた私たちの要望を一顧だにしない市側の控訴を受けて控訴審スタートの会となりました。

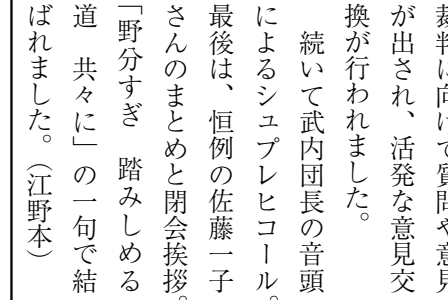
最初に、市民応援団から武内団長の経過を含めた挨拶があり、弁護団からは佐々木団長から判決と控訴に至った経緯が述べられました。原告からはこれまでの支援に対する感謝と共に、「掲載は棄却されたが、違法とされた一点で良かったと思つた。その一点すら市側は認めず控訴するといふのは本当に許せない。これからも頑張りたい」と力強い決意が述べられました。



続いて、弁護士事務局長の久保田弁護士から、判決の価値と控訴の意味について分かりやすいお話がありました。「掲載しなかったことは違法であるとした判決は、市との関係でいうと100%勝訴だ」と強調した上で、「本来、市側は速やかに違法状態を是正すべき。さいたま市が



控訴したこと、社会教育の意味、表現の自由の意味を全く理解していないことがはっきりした」「判決は残念ながら社会教育や公民館・公民館だよりの意義について理解されていない。公民館の在り方や公民館だよりに踏み込んだ違法性を勝ち取りたい」と、原告が控訴することの意味と決意が語られました。



コメンテーターとしてお招きした日体大教授の上田幸夫さんは、「教育機関としての公民館の性格と役割に踏み込んだ判決とは言い難い」と判決を論評。「さいたま市は合併を契機に拠点公民館の下に地区公民館を位置

## 舞台は第2ステージへ。東京高裁で完全勝訴を！

### 「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会

(通称「九条俳句」市民応援団)

武内 睦 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)  
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敏夫 (090-4373-0937)  
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付  
URL http://9jo-haiku.com MAIL contact@9jo-haiku.com

くらしの中から政治を考える。傍聴、集い、もう一度。

- 賛同者運動 1000名目標 (1口1000円) を
- 「九条俳句」募集中
- 毎月25日は「九条俳句」デー

振込先 ゆうちよ口座 00150-7-634494 「九条俳句」市民応援団

# 引き続き応援をお願いします「九条俳句訴訟」原告

10月13日、勝利判決が出されました。

裁判所は、さいたま市が原告の思想信条を理由として、俳句を不掲載としたことは、不公正な取り扱いであり、違法であると認め、原告に精神的損害賠償として5万円の支払いを命じました。判決を受けて、10月16日、さいたま市に、九条俳句をすみやかに掲載すること。また、このような違法・不公正の再発防止



の具体的な改善策をとること、の2点を申し入れ、その話し合いの場をもつこともあわせて求めてきました。

この判決には不服の点もありますが、申し入れの2点を市が約束してくれるのなら、それで良い、もう終わりにしたいと思いました。これまでの3年4か月はとても重く長い時間でした。後期高齢者には、体力の面でも不安があります。さいたま市も、多くの主張が認められているのだから、まさか控訴はしないだろうと思っていました。ところが、10月20日、申し入れについての話し合いが持たれ、市側は、申し入れの2点を拒否したばかりか、控訴することを決めた、と担当の竹居秀子生涯学習部長は平然と言いました。控訴理由は、3年前から主張しているもので、今回の判決ではつきり不公正・違法とされたものを不服としているのです。にこやかそうに

装っている表情は変えず、私たちの話にもとくに答ええない態度は、市民に対し、市の判断は絶対で、従うのは当たり前と言っているように思いました。こんなことが罷り通っていく先はどうなるか恐いことです。

これでは、こちらも受けて立つしかありません。逡巡してやっと決めた裁判でしたが、やはり訴えて良かったと思います。これは俳句を載せるとかどうとかを越えた問題だと思います。小さな声に伝えて下さったみなさまに心からお礼を申し上げます。

俳句の師より「私も市のやり方に激怒しています。これは正義を貫く闘いです。どうか、もうひとふんばりがんばってください」と激励のファックスをいただきました。私はみなさまと共に、ふんばって参ります。どうぞ、引き続き応援をよろしく願います。

## 九条俳句訴訟原告弁護団事務局長 石川智士

10月13日14時すぎ、さいたま地方裁判所正門に歓喜の輪が広がりました。

九条俳句を公民館だよりに掲載しなかったさいたま市公民館職員らの行為が、「原告の思想や信条を理由として」「不公正な取扱いをした」もので「違法」であることが、裁判所に認められたのです。勝訴です。

この裁判は、公民館から不掲載の電話が来た時に、「それは認められない。」と毅然と対応をとられた、俳句会代表行と原告の勇気ある行動が原点でした。

九条俳句不掲載から約3年4か月、提訴から約2年4か月。この間、有志のみなさんが立ち上がり市民応援団が結成され、1000名を超える会員をはじめとした多くの市民の方々が自らの問題として運動を作り上げてくださりました。

「このままでは公民館、社会教育、民主主義が死んでしまう」という切迫感をもって、社会教育をはじめとする研究者の方々が、運動と訴訟を理論面からリードしてくださいました。

心あるジャーナリストの方々は、この小さくて大きな問題の本質を、全国に届けてくださいました。裁判所は、皆様の想いをくみ取ったうえで、司法として「公正中立」の立場から、さいたま市の俳句不掲載を違法としました。

判決を受け、原告と支援者は、改めてさいたま市との対話による民主的な解決を目指しました。(裁判前から明らかとはいえますが)俳句不掲載の違法性が明確になったことから、俳句掲載による違法状態の解消と、具体的な再発防止策の策定を申し入れたのです。

しかし、さいたま市(教育

# 野分すぎ 踏みしめる道 共々に (二子)

## みんなの声

### 「九条俳句」訴訟し三年対峙せる勝利判決に師の祝辞受く

10月13日 さいたま地裁にて トシ子

★ご決断に敬意を表します。先日文科省生涯学習政策局長他の幹部に会う機会があり、判決文等を渡し、生涯学習政策の理念として、市民の学習の自由こそ大切だという考えを、ことあるごとに発するべきだと進言しておきました。これまで中教審生涯学習分科会でも発言してきましたが、これまで以上に同様な発言をしていきたいと思っています。ともに頑張りましょう。

(元和歌山大学・山本健慈)

## これまでの経緯

| 2014年  |  |
|--------|--|
| 6月上旬   | 東京・銀座で、集団的自衛権の行使容認に反対するデモ。それを見たさいたま市大宮区の女性(現原告)が「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」と詠む |
| 2015年  |  |
| 6月25日  | 公民館だより掲載拒否は憲法で保障された表現の自由の侵害。公民館だよりへの掲載と精神的苦痛に対する損害賠償を求め作者がさいたま地裁に提訴  |
| 7月4日   | 「九条俳句」市民応援団スタート集会開催。さいたま市ふれあい館ホールに100名を超える市民が集まった。                   |
| 9月25日  | さいたま地裁101法廷で第1回口頭弁論。原告および弁護団が意見陳述を行った。裁判終了後報告会開催。100名参加              |
| 12月11日 | 第2回口頭弁論。さいたま市から第1回口頭弁論時に出された答弁書に反論しつつ、法的根拠を整理した陳述を弁護団が行った。報告会に100名参加 |
| 2016年  |  |
| 1月29日  | 第3回口頭弁論。報告会に80名参加  |
| 31日    | 社会教育・コミュニティ施設を市民の手に取り戻すために 緊急シンポジウム                                  |
| 3月25日  | 第4回口頭弁論・報告会  |
| 5月20日  | 第5回口頭弁論・報告会 裁判終了後、佛教書院にて   |
| 6月25日  | 「九条俳句」1周年の集い ドキュメント「ハトは泣いている」上映(140名)                                |
| 7月8日   | 第6回口頭弁論・報告会(80名)   |
| 10月14日 | 第7回口頭弁論・報告会(70名)   |
| 10月26日 | ドキュメント映画「ハトは泣いている」三橋公民館で上映(40名)                                      |
| 11月3日  | 埼玉大で第1回「車座(暮らしと社会)カク」・テーマ:「表現する」ことの意味で「ハトは泣いている」上映と交流(40名)           |
| 12月9日  | 第8回口頭弁論・報告会  |
| 2017年  |  |
| 1月20日  | 第9回口頭弁論(証人尋問)・報告会(70名)   |
| 3月10日  | 第10回口頭弁論(証人尋問)・報告会(70名)  |
| 3月19日  | 学習・表現の自由と社会教育シンポジウム(市民会館おみや)(200名)                                   |
| 4月28日  | 第11回口頭弁論 最終証人尋問 原告・作者(80名)   |
| 6月11日  | 「ハトは泣いている」熊谷上映   |
| 7月28日  | 第12回口頭弁論 最終弁論(結審)・報告会  |
| 9月6日   | 「九条俳句」市民応援団判決前集会   |
| 10月13日 | 1審判決・勝訴 記者会見、報告会   |
| 10月16日 | さいたま市に申し入れ   |
| 10月20日 | さいたま市との話し合い。さいたま市、控訴を決定  |
| 10月24日 | 原告・弁護団が控訴、判決報告集に100名   |

## 賛同金追加のお願い

さいたま市の不当な控訴決定に対抗して私たちも控訴を決定しました。舞台は東京高等裁判所に移ります。より大きな運動のうねりを作り出していかなければなりません。運動の継続・発展のため、裁判闘争のための諸費用などさらなるご支援をお願いします。

委員会)は、申し入れの要望をことごとく拒絶しました。その理由も、「さいたま市は政治的中立性・公平性・公正性を理由としただけで、原告の思想信条を理由に不公正な取扱いをしたのではない」などと、判決を真摯に受け止めようとしない、あるいはそもそも検討すらしていないのではないかと疑ってしまうほど拙劣なものでした。失望の教育行政、です。末端の職員によりミスが生じるのは、やむを得ない面もあります。しかし、そのミスが違法不当なものであり、住民の権利利益や自由を侵害するものであることが分かったのであれば、可及的速やかにこれを是正し回復することこそが、行政の本来のあり方ではないでしょうか。原告の権利利益の侵害、さいたま市の違法状態は、無益に引き延ばされました。たしかに、控訴する権利はさいたま市にもあります。しかし、裁判が進行する間も行政は日々継続していきます。

